



秋葉区「九条の会」事務局
新津教育会館内
新潟市秋葉区善道町2-9-44

Tel 0250-23-0764 Fax 0250-23-0764
<http://9jo.iinaa.net/index.htm>

「9条改憲の発議をしたい」と執念を燃やす

安倍政権にサヨナラする年に

安倍首相は、1月6日のNHK番組で、「憲法は国の未来、理想を語るものであり、日本をどのような国にするかの議論が国会に求められている」と、9条改憲への執念を語りました。

野党党首会談…参院「1人区」候補者一本化で合意=1月28日

立憲、国民、共産、社民、自由、衆院会派の党首会談が、1月28日開かれました。共闘の旗印となる、「安倍9条改憲NO!、原発ゼロなど」の政策合意が図られ、7月の参院「1人区」での候補者一本化が図られることになりました。

4月の統一地方選、7月の参議院選で、市民と野党の共闘を強め、安倍政権に「サヨナラ」を突き付ける年にしましょう。

1月26日、小森陽一・9条の会事務局長が新潟で講演しました。

安倍 9 条改憲の執念は軽視できない…小森陽一(9条の会事務局長)

1月28日に通常国会が召集されることになっています。問題は、198 通常国会のいつ、どのような段階で憲法審査会が開かれることになるのか。まず焦点になります。記者からの質問があった段階で、安倍首相は一気に捲し立てるように「私はやるつもりだ」というふうになった訳です。

少なくとも安倍晋三の側近である荻生田幹事長代行は、憲法審査会の定例日をフルに使ってやっていくという決意を述べています。ではどういうことが憲法審査会の中で問題になるのか。臨時国会の最終日に憲法審査委員会の幹事懇談会は、実際に国民投票が行われるようになった時のテレビコマーシャル・その他、民放連はどう考えているのかということをめぐる議論をしたわけです。これは野党側の一部も要求していることなんで、あなた方が言

っているんだから、国民投票をする時のテレビコマーシャル問題について、ちゃんと議論をして、もし国民投票法の改正が必要ならば、というふうの実質的な議論に持ち込もうとしている流れが見えています。

実際の通常国会は、冒頭から予算の審議があり、2月には自民党大会が予定されていて、さらに自民党の大会と微妙に重なるような形で、2月24日に今の天皇の在位30周年祝賀行事が行われることになっていて、4月7日と21日に統一地方選挙が予定されている。それが終わった直後に4月末から、いわゆる代替わり行事が進んでいくことになる。このどの段階で憲法審査会が開かれるのか、これはなかなか容易ではないことは明らかだろうと思います。

自民党改憲草案で日本はどうか？（その14）

	現行憲法	自民党草案
第36条 (拷問等の禁止)	公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁止する。	記述なし
第37条 (刑事被告人の権利)	<p>すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>2、刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられ、又、公費で自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する。</p> <p>3、刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。</p>	<p>すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。</p> <p>2、被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与えられる権利及び公費で自己のために強制的手続きにより証人を求める権利を有する。</p> <p>3、被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する</p>
第38条 (刑事事件における自白等)	<p>何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p>2、強制、拷問もしくは強迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。</p> <p>3、何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人に自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。</p>	<p>何人も、自己に不利益な供述を強要されない。</p> <p>2、拷問、脅迫その他の強制による自白又は不当に長く抑留され、若しくは拘禁された後の自白は、証拠とすることができない。</p> <p>3、何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人に自白である場合には、有罪とされない。</p>
第39条 (遡及処罰等の禁止)	何人も、実行の時に適法であった行為又はすでに無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない	記述なし

* 上述のように「拷問等の禁止」の項は改憲草案には記述がありません。場合によっては許されることになるでしょう。

* 刑事事件で自白は強要されることはないようには書いてありますが、拷問の禁止が書いてないのですから、拷問による自白の強要はありうることになります。このように自民党改憲草案には論理的な整合性に欠けているところが各所にあり、「いざ！」というときには権力側の意向で「牙」を向いてくる可能性が大いにあります。大変怖いことです。

* また、第39条では記述がないのですから、「新たに法律を作って遡って刑罰を課す」なんてことも起こりうる内容になっています。これもまた、大変怖いことです。 以上